

しょう しゃふくし  
障がい者福祉のしおり



すいしんかしょう しゃふくしがかり  
しあわせ推進課障がい者福祉係

で ん わ 話：0538-44-3114

ファックス：0538-43-6285

れいわ ねん がつさくせい  
令和5年4月作成

れいわ ねん がつかいてい  
令和8年3月改訂

【目 次】

項目	ページ	項目	ページ
各種手帳申請関係 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	1	自立支援給付・障害児通所給付 ・自立支援給付関係 ・補装具の支給 ・障害児通所給付関係	24
税金控除・減免 ・所得税・市県民税 ・自動車税等	4	障害者等通所費助成事業 地域生活支援事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記派遣事業 ・日中一時支援事業 ・外出介護事業 ・身体障害者移動支援事業 ・日常生活用具支援事業 (特殊寝台、吸引器、 ストマ装具など)	31
各種割引・減免 ・有料道路 ・鉄道 ・バス ・タクシー ・NHK放送受信料 ・携帯電話基本使用料	6	・訪問入浴サービス事業 ・自動車改造費補助 ・住宅改修費助成 (手すり取付、段差解消など)	32
重度障害者タクシー料金助成	9		
在宅紙おむつ給付事業	10		
各種医療扶助制度 ・重度障害者(児)医療費助成 ・自立支援医療(更生医療) ・自立支援医療(育成医療) ・自立支援医療(精神通院) ・精神障害者入院医療費助成	11		
各種手当 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・重症心身障害児児童扶養手当	19	ライフサポート事業	42
		軽度・中等程度難聴児 補聴器購入費助成事業	44
年金等 ・障害基礎年金 ・心身障害者扶養共済制度	22	障害児放課後児童クラブ	45

# かくしゅてちようしんせいかんけい 各種手帳申請関係

## しんたいしょうがいしゅてちよう 身体障害者手帳

しんたい えいぞく みと しょう かた たい こうふ てちよう  
身体に永続すると認められる障がいがある方に対して交付する手帳です。

したがって、しんたいしょうがいしゅふくしほうなど かくしゅ えんご う  
身体障害者福祉法等、各種の援護を受けるためには、しんたい  
しょうがいしゅてちよう こうふ う ひつよう  
障害者手帳の交付を受ける必要があります。

しょう かいのくぶん しかくしょうがい ちょうかく へいこうきのうしょうがい おんせいげんご きんのう  
障がいの区分は視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声言語そしゃく機能  
しょうがい したいふじゆう ないふしょうがい しんぞう じんぞう こきゅうき ちよくちよう しょうちよう  
障害、肢体不自由、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸、  
めんえき かんぞう わ しょう ていど とうきゅう きゅう きゅう さいだ  
免疫、肝臓）に分かれ、障がいの程度によって等級が1級から6級まで定め  
られます。1級に近いほど重度の障がいとなります。

### まどぐち ○窓口

すいしんかしよう しゃふくしがかり  
しあわせ推進課障がい者福祉係  
あさば ししよしみん かしみん がかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### しんたいしょうがいしゅてちようてつづ かんけいいちらん ○身体障害者手帳手続き関係一覧

しんせい しゅるい 申請の種類	しんき 新規 手帳 交付	とうきゅう 等級 変更 障害 名追加	しゅじょ 住所 変更	しめい 氏名 の変更	さいこうふ 再交付 (破損 等)	さいにんてい 再認定	へんか 返還 (死亡 等)	てんにゅう 転入	てんしゅつ 転出
てつづ ひつよう 手続きに必要なもの									
しんだんしょ 診断書 ※	○	○				○			
しゃしん 写真 (好 4cm×3 3cm) 1枚	○	○			○	○			
マイナンバーの分かるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	
しんたいしょうがいしゅてちよう 身体障害者手帳		○	○	○	○	○	○	○	○

※ しんだんしょ しすおかけん さいだ  
診断書は静岡県が定めたもので、かつ指定医師の診断が必要です。  
さくせいび かげつくない ゆうこう  
(作成日から6ヶ月以内のものが有効です)

療育手帳

知的発達に遅れがある方が、様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的に交付される手帳です。

○ 障がいの程度について

障がいの程度は最重度・重度である「A」と、中度、軽度（発達障がいを含む）の「B」に区分されます。標準化された知能検査により測定された知能指数（IQ）を基本として、日常生活における基本動作、介護状態等を勘案して判定されます。

○ 窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係  
あさばしよし市民サービス課市民サービス係

○ 療育手帳手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規手帳交付	再判定	住所変更	氏名の変更	再交付（破損等）	返還（死亡等）	転入（※1）	転出
写真（約4cm×3cm）1枚	○				○		○	
マイナンバーのわかるもの	○	○	○	○	○	○	○	○
療育手帳		○	○	○	○	○	○	○

※1 静岡県外（浜松市、静岡市を含む）から転入の場合のみ写真が必要です。

○ 判定方法

下記の判定機関において本人及び家族と面接を行います。

○ 判定機関

静岡県西部児童相談所（18歳未満の方）

静岡県西部知的障害者更生相談所（18歳以上の方）

〒438-0086 磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎

電話 0538-37-2810

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
精神障害者保健福祉手帳

せいしんしょうがい 精神障害のある方が、しゃかいふっき 社会復帰やしゃかいさんか 社会参加のためにかくしゆ 各種サービスをうけやす  
くするため、せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳のたうふせいど 交付制度があります。せいしん 精神の障がい  
によりにちじょうせいかつ 日常生活やしゃかいせいかつ 社会生活に支障があり、ししやう 初診日から6か月以上げつじょうけいか  
経過している方がかた しんせい 申請できます。

てちょう 手帳にはゆうこうきげん 有効期限があり、ねん 2年ごとにこうしんてつづき 更新手続きがひつよう 必要です。

しょうがい 障害の程度にていど 変化があつたときは、へんか 等級変更申請がとうきゆうへんこうしんせい できます。

まどぐち  
○窓口

すいしんかしやう しゃふくしかかり  
しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししよしみん かしみん がかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

しんせい てつづきかんけいちらん  
○申請の手続き関係一覧

しんせい しゅるい 申請の種類	しんきしんせい 新規申請	とうきゆうへんこう 等級変更	じゅうしょへんこう 住所変更	しめい へんこう 氏名の変更	さいごうふ 再交付 (はそんなど 破損等)	こうしん 更新	へんかん 返還 (しほつなど 死亡等)
てつづき ひつよう 手続きに必要なもの							
① しんだんしょ ②しょうがねんきんしょうしょ 診断書※1 障害年金証書※2 (①か②のいずれかの書類)	○	○				○	
しゃしん (たけ4cm×3つ3cm) 1まい 写真 (タテ4cm×ヨコ3cm) 1枚※3	○	○			○	▲	
みと いん 認め印	○	○	○	○	○	○	○
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	○
こじんばんごう かくにん 個人番号が確認できるもの (つうち 通知カード、マイナンバーカードなど)	○	○	○	○	○	○	○

※1 しずおかけん さだ ようしき しんだんしょ せいしんほけんふくしてちょうよう ひつよう  
静岡県が定めた様式の診断書 (精神保健福祉手帳用) が必要です。

まどぐち しんせい ひ まえ げつじない さくせい しんだんしょ ゆうこう  
窓口で申請する日の前3か月以内に作成された診断書が有効です。

※2 しょうがねんきんしょうしょ せいしんしょう じゆう きゆうふ ばあい  
障害年金証書は、精神障がい事由として給付されている場合のみ。

※3 てちょう しゃしん てんぷ きぼう ばあい ふよう  
手帳に写真の添付を希望しない場合は不要です。

▲こうしんじ しゃしん あたら ばあい ひつよう  
更新時に写真を新しくする場合のみ、必要になります。

※ ゆうこうきげん けい か ごほんとしいない ゆうこうきげん こうしんしんせい  
有効期限経過後半年以内であれば有効期限にさかのぼって更新申請する  
ことができます。

# 税金控除・減免

## 所得税、市県民税の障害者控除

障害者手帳を所持していると、特別障害者控除（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）、障害者控除（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級）など税制面での優遇措置があります。

### 〇窓口

- 市県民税・・・・・・・・・・袋井市役所課税課
- 所得税、相続税、贈与税、消費税・・磐田税務署

### 〇対象者

障がい者本人、配偶者または障がい者（児）を扶養している方

## 自動車税等

身体障害者手帳・療育手帳が下記の障がいに該当する方で、障がい者である本人が運転する場合、障がい者と生計同一者である家族が運転する場合または障がい者を常時介護する者がもつばら障がい者の通院や通学に利用する場合で、障がい者の本人名義（18歳未満の場合または療育手帳の場合は生計同一者名義）の自動車1台のみ、自動車税、自動車取得税が減免されます。

### 〇対象者及び該当条件

- 自動車車検証の「所有者」及び「使用者」は障がい者本人に限られます。ただし、所有権留保付割賦販売で購入した場合は、「所有者」が自動車会社などでも減免の適用があります。
- 減免の対象となる自動車は自家用で、障がい者本人が生業・通院・通学のために使用する自動車または軽自動車、及び、もつばら障がい者の生業・通院・通学のために使用する自動車または軽自動車です。

※障がい者が日常生活のために利用する自動車が対象となりますので本人が入院等で在宅でない場合、減免が受けられない場合があります。

しょうがいしゅべつ 障がい種別		しょうがいしゃほんじんが うんてんばあい 運転する場合	せいけいどういつしゃとう うんてんばあい 生計同一者等が 運転する場合	
しんたい 身体 しょうがいしゃ 障害者 てちょう 手帳	しかくしょうがい 視覚障害	1級～4級の1		
	ちょうかくしょうがい 聴覚障害	2級・3級		
	へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害	3級		
	おんせいきのうしょうがい 音声機能障害	3級（喉頭摘出者のみ）	なし	
	じょうしぶじゆう 上肢不自由	1級、2級		
	かしぶじゆう 下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	たいかんしょうがい 体幹障害	1級～3級、5級	1級～3級	
	うんどうきのうしょうがい 運動機能障害（上肢）	1級、2級		
	うんどうきのうしょうがい 運動機能障害（移動）	1級～6級	1級～3級	
	にゅうようじ いぜん ひしんこうせい のう 乳幼児以前の非進行性脳	じょうし 上肢	1級、2級（1上肢含む）	
	びょうへん うんどうきのうしょうがい 病変による運動機能障害	いどう 移動	1級～6級	1級～3級 （1級下肢含む）
	ないぶしょうがい 内部障害	1級、3級（肝臓・免疫は1級～3級）		
りょういくてちょう 療育手帳	A			
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	1級			

○窓口：【自動車税】磐田財務事務所 【軽自動車税】袋井市納税課納税証明係

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・車検証（原本）・運転免許証・認め印
- ・生計同一証明書（本人以外の方が運転する場合）

※生計同一証明書は、しあわせ推進課障がい者福祉係または浅羽支所市民サービス課市民サービス係で交付します。

# かくしゅわりびき げんめん 各種割引・減免

## ゆうりょうどうろ しょうがいしゃわりびきせいど 有料道路における障害者割引制度

しょうがいのある方が通勤、通学、通院等の日常生活において、しょうがいのある方の自立と社会経済活動への参加支援するために、有料道路を利用する際、事前に登録した車両について有料道路料金の割引がされます。

### たいしょうしゃ ○対象者

- 身体障害者手帳の第1種または療育手帳Aをお持ちの方  
・・・本人及び介護者が運転する場合に割引の対象となります。
- 身体障害者手帳の第2種をお持ちの方  
・・・本人が運転する場合のみ割引の対象となります。

### たいしょうしゃりょう ○対象車両

- 乗用自動車・貨物自動車等が対象となります。  
(営業自動車は対象となりません。)
- しょうがいのある方1名につき車両1台が対象となります。

### しんせい ひつよう ねん こうしんてつづ ひつよう ○申請に必要なもの(2年ごとに更新手続きが必要となります。)

- 身体障害者手帳または療育手帳
  - 車検証(自動車登録する場合)
  - 運転免許証
  - しょうがい者本人名義のETCカード
  - ETC車載器セットアップ証明書
- } ETCを利用される方のみ

### まどぐち ○窓口

すいしんかしょう しゃらくしがかり  
しあわせ推進課しょうがい者福祉係  
あさばししよしみん かしみん がかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

りよかくてつどうかぶしきがいしゃとう  
旅客鉄道株式会社等

しょうがいのある方が、公共交通機関を利用する際、割引制度があります。

○対象者

- ・身体障害者手帳・顔写真の添付がある精神障害者手帳の第1種または、療育手帳Aをお持ちの方

本人のみ乗車の場合・・・片道100kmを超える場合・・・半額  
介護者と同乗の場合・・・本人、介護者ともに・・・半額

- ・身体障害者手帳・顔写真の添付がある精神障害者手帳の第2種または、療育手帳Bをお持ちの方

本人のみ乗車の場合・・・片道100kmを超える場合・・・半額  
介護者の割引はありません。

○問い合わせ先 各鉄道会社

けんない  
県内バス

しょうがい者が、県内でバスに乗車する際、割引制度があります。

○対象者

- ・身体障害者手帳の第1種または療育手帳Aをお持ちの方  
・・・本人、介護者共に半額

- ・身体障害者手帳の第2種または療育手帳Bをお持ちの方  
・・・本人のみ半額

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
・・・本人のみ半額（1級または12歳未満の場合は、介護者も半額）

○問い合わせ先 各バス会社

## 県内タクシー

障がい者が、県内でタクシーに乗車する際、割引制度があります。

### ○対象者

- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの

方・・・1割引

### ○問い合わせ先 各タクシー会社

## NHK放送受信料の減免

障がいのある方が、NHK放送を受信する際、割引制度があります。

### ○免除率と対象者

- ・全額免除・・・障がいのある方（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）の世帯でその世帯員の全員が市民税非課税の場合

- ・半額免除・・・ア 視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳を持っている方が世帯主で契約者の場合

- イ 重度の障がいのある方（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級）が世帯主で契約者の場合

### ○申請の方法

市役所でNHK放送受信料減免証明書の発行を受けた後、NHK浜松支局へ証明書を提出してください。

また、減免に該当しなくなった場合は、必ずNHK浜松支局へ申し出てください。

### ○減免証明書交付窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

## 携帯電話の基本使用料等の割引

障がい者が、携帯電話を使用する際、携帯電話の基本使用料等の割引制度があります。

※割引率、割引方法については、各社に確認してください。

### ○対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### ○問い合わせ先

各携帯電話の取扱店

## 重度障がい者タクシー料金助成制度

身体または知的、精神に重度の障がいを持つ方に対し、日常生活の利便や経済的負担の軽減を図るために、1年間で48枚のタクシー券（1枚600円）を交付し、タクシー料金を助成します。1回の乗車で4枚まで使用できます。

### ○窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### ○対象者

- ・身体障害者手帳（総合等級）1・2級の所持者
- ・療育手帳Aの所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者

### ○助成金額

1年間で48枚（1枚600円）

※申請する月により交付枚数が変わります。

（申請月から年度末までの月数×4枚で交付します）

### ○有効期限

年度末まで有効です。有効期限の過ぎたものは使用できません。

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○支給制限（以下の方はタクシー券が交付されません）

- ・施設に入所されている方
- ・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方

在宅紙おむつ給付事業

在宅の重度障がい者（児）に対し、年度末に紙おむつの購入費のうち、最大15,000円を給付し、障がい者（児）の快適な日常生活の維持、衛生管理や介護にあたる家族の負担を軽減させます。

○窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○対象者

- ・身体障害者手帳1級、2級・療育手帳Aをお持ちの方
- ・心身の状態が上記と同程度と認められる方

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳

## かくしゅいりょうふじょせいど 各種医療扶助制度

### じゅうどしょうがいしゃ（じ）いりょうひじょせい 重度障害者（児）医療費助成

まどぐち しはら いりょうひ やくざいひとう じょせい  
窓口で支払った医療費・薬剤費等を助成します。

ただし、1ヶ月1医療機関につき重度障害者（児）医療費助成の自己負担金として、500円がその月の助成金から差し引かれます。（薬剤費の一部負担金については、全額助成されます。）

にゅういん じ しよくじりょうようひおよ さいいじょう しんき じゅうどしょうがいしゃ（じ）いりょうひじょせい  
入院時の食事療養費及び65歳以上で新規に重度障害者（児）医療費助成の資格を取得した市民税課税世帯の方の入院費は助成されません。

しんたいしょうがいしゃてちょう ないぶしょうがい きゅう かた  
身体障害者手帳の内部障害3級の方については、その障がいに係る医療費のみが対象となります。

#### たいしょうしゃ ○対象者

しんたいしょうがいしゃてちょう そうごとうきゅう きゅうしょじしゃ  
身体障害者手帳（総合等級）1・2級所持者

りょういくてちょう しょじしゃ  
療育手帳A所持者

とくべつじどうふようてあて きゅうたいしょうじ  
特別児童扶養手当1級対象児

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ ないぶしょうがい  
身体障害者手帳3級所持者（内部障害のみ）

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅうしょじしゃ  
精神障害者保健福祉手帳1級所持者

（入院の助成対象者は、「精神障害者入院医療費助成」を受けることができません。）

#### しんせい ひつよう ○申請に必要なもの

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

けんこうほけん ないよう れい しかくかくにんしょう まい なほけんしょう ないよう  
・健康保険の内容がわかるもの（例、資格確認証、マイナ保険証の内容を

かみ いんさつ  
紙へ印刷したもの など）

ふりこみさき わ よきんつうちょう  
・振込先の分かる預金通帳

#### まどぐち ○窓口

すいしんかしょう ふくしかかり  
しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししょしみん かしみん かかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○申請方法

「重度障害者(児)医療費助成金受給者証」を医療機関・薬局の窓口で提示してください。(自動的に市役所に受診データが送付されます。)

※ただし、次の場合は、領収書による申請が必要となります。

- ・医療機関に受給者証を提示しなかった場合
- ・県外での医療機関での受診
- ・はり、きゅう、マッサージの施術
- ・治療用装具の購入
- ・受給開始日から受給者証が届くまでの間の受診

○支給停止

受給者本人または、配偶者・扶養義務者に下記の額を超える方がいる場合は、支給停止となり、10月1日から翌年9月30日まで、重度障害者(児)医療費助成制度を利用することができません。

所得制限表

扶養義務者の数	所得制限限度額 (所得額)	
	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0 人	3,661,000円	6,287,000円
1 人	4,041,000円	6,536,000円
2 人	4,421,000円	6,749,000円
3 人	4,801,000円	6,962,000円
4 人	5,181,000円	7,175,000円
5 人	5,561,000円	7,388,000円

## 自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳を所持する18歳以上の方を対象に身体障害者手帳の障がいに関する手術等によって障がいを軽くしたり苦痛を軽減でき、職業上または日常生活上、効果が見込まれると医師が認めた医療で、指定医療機関において治療を受ける場合の医療給付（人工関節置換術・心臓手術・血液透析療法など）を行います。

※所得に応じ、自己負担上限月額が設定されます。

### 〇窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししょしゅみんサービス課市民サービス係

### 〇手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・医師の意見書
- ・健康保険の内容が確認できるもの※<sup>1</sup>
- ・特定疾病療養受給者証（透析を受けている方のみ）
- ・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup>健康保険の内容が確認できるものとして、

ア) ご自身のスマートフォン等の端末によりマイナポータルにログインをしていただき、保険証情報の画面を窓口で提示もしくは、保険証の資格情報を印刷したもの

イ) 加入する医療保険者から交付された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ」については、適用開始年月日確認のため切り取らずにお持ちください。

※<sup>2</sup>個人番号の記載が申請時に必要です。

社会保険（事業所の保険証）に加入している場合は受給者と被保険者の個人番号が必要です。国民健康保険に加入している場合は同保険加入者全員分の個人番号が必要です。

○自己負担上限月額

生活保護 世帯	市民税非課税		市民税課税（所得割）				
	本人収入 ≤80万9千円	80万9千円< 本人収入	所得割< 3万3千円	3万3千円 ≤所得割< 23万5千円	23万5千円 ≤所得割		
0円	2,500円	5,000円	上限なし (医療保険自己負担限度額)		公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度額)		
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）				
			5,000円	10,000円	20,000円		

○対象となる主な医療

- ・白内障手術
- ・角膜移植術
- ・人工内耳埋込術
- ・人工関節置換術
- ・大動脈冠動脈バイパス術
- ・ペースメーカー埋込術
- ・血液透析療法
- ・腎移植術
- ・腎移植後の免疫抑制療法 等

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある児童（18歳未満）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、生活の能力を得るために必要な効果が見込まれると医師が認めた医療で、指定医療機関において治療を受ける場合、医療給付（角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、人口透析療法など）を行います。

※所得に応じ、自己負担上限月額が設定されます。

○窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○手続きに必要なもの

- ・医師の意見書

- 健康保険の内容が確認できるもの※<sup>1</sup>
- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup>健康保険の内容が確認できるものとして、

- ア) ご自身のスマートフォン等の端末によりマイナポータルにログインをしていただき、保険証情報の画面を窓口で提示 もしくは、保険証の資格情報を印刷したもの
- イ) 加入する医療保険者から交付された「資格確認書」 または「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ」については、適用開始年月日確認のため切り取らずにお持ちください。

※<sup>2</sup>個人番号の記載が申請時に必要です。

社会保険（事業所の保険証）に加入している場合は受給者と被保険者の個人番号が必要です。国民健康保険に加入している場合は同保険加入者全員分の個人番号が必要です。

### ○自己負担上限月額

世帯	市民税非課税		市民税課税（所得割）		
	本人収入 ≤80万9千円	80万9千円< 本人収入	所得割< 3万3千円	3万3千円 ≤所得割< 23万5千円	23万5千円 ≤所得割
0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
					高額治療継続者 (重度かつ継続)
					20,000円

じりつしえんいりょう せいしんつういん  
**自立支援医療（精神通院）**

せいしんてきのある方が継続して精神科に通院する場合、窓口における自己負担分が原則1割になります。

※所得に応じ、自己負担上限月額が設定されます。

（「更生医療（P13）」と同様）

まどぐち  
**○窓口**

しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししよしみん かしみん かり  
 浅羽支所市民サービス課市民サービス係

しんせい てつづ  
**○申請の手続き**

しんせい しゅるい 申請の種類	新規申請	転入 ※ <sup>4</sup>	医療機関等の追加変更	所得区分の変更	加入医療保険の変更	再認定	住所・氏名の変更	再交付（破損等）
てつづき 手続きに 必要なもの								
しんだんしよ 診断書※ <sup>1</sup>	○					▲		
けんこう ほけん ないよう かくにん 健康保険の内容が確認 できるもの※ <sup>2</sup>	○	○		○	○	○		
しよとくとうかくにんしよるい 所得等確認書類※ <sup>3</sup>	○	○		○	▲	○		
じゆきゆうしやしやう 受給者証		○	○	○	○	○	○	
いんかん 印鑑	○	○	○	○	○	○	○	○
こじんばんごう かくにん 個人番号が確認できるもの (通知カード、マイナンバー カード等※ <sup>5</sup> )	○	○	○	○	○	○	○	○

※<sup>1</sup>診断書は、静岡県が定めた様式の診断書（精神通院医療用）が必要です。

せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちやう さんしやう どうじ しんせい ばあい かり  
 精神障害者保健福祉手帳（P3参照）と同時に申請する場合に限り、

しんだんしよ せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちやう しんせい  
 診断書（精神障害者保健福祉手帳）で申請することができます。

▲再認定の場合、診断書の提出は2年に1回となります。



## 精神障害者入院医療費助成

精神科へ1か月以上入院している精神障がい者に対し、2か月目から1万円を上限として医療費を助成します。

(※但し、重度障害者(児)医療費助成(P11参照)で入院費医療費助成を受けている方は申請できません。)

### 〇窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### 〇手続きに必要なもの

- ・申請書(医療機関が入院開始日を証明したもの)
- ・領収書
- ・振込先のわかる預金通帳
- ・健康保険の内容が確認できるもの

ア) ご自身のスマートフォン等の端末によりマイナポータルにログインをしていただき、保険証情報の画面を窓口で提示もしくは、保険証の資格情報を印刷したもの

イ) 加入する医療保険者から交付された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」

「資格情報のお知らせ」については、適用開始年月日確認のため切り取りずにお持ちください。

## かくしゅてあて 各種手当

### とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

しんたい ちてき せいしん じゅうど ちゅうど しょう ゆう さいみまん じどう  
身体または知的、精神に重度または中度の障がいをもつ 20歳未満の児童  
ふよう したて してあて  
を扶養している方に支給される手当です。

まどぐち しあわせすいしんかしょう しゅふくしがかり  
○窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
あさばししよしみん かしみん がかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

たいしょうしゃ つぎ かた よういく かた  
○対象者（次の方を養育している方）

- しんたいしょうがいしゃてちよう きゅう きゅう いちぶ  
・身体障害者手帳1，2，3級と4級の一部、  
または、じょうき どうていと しょう がい ゆう してあて  
・または、上記と同程度の障がいをもつ方
- りょういくてちよう いちぶ  
・療育手帳A または B の一部、  
または、じょうき どうていと しょう がい ゆう してあて  
・または、上記と同程度の障がいをもつ方

しきゅうげつがく  
○支給月額

- きゅう じゅうど えん がつ がつ がつ しきゅう  
1 級（重度） 58,450円（4月・8月・11月に支給されます。）
- きゅう ちゅうど えん  
2 級（中度） 38,930円（ // ）

しんせい ひつよう  
○申請に必要なもの

- よういくしゃおよ しょう じ きさい こせき とうほん  
・養育者及び障がい児の記載されている戸籍の謄本
- とくべつじどうふようてあてようしんだんしょ  
・特別児童扶養手当用診断書  
しんたいしょうがいしゃてちよう きゅう きゅう ないぶしょうがい のぞ りょういくてちよう  
身体障害者手帳1級から3級（内部障害を除く）または療育手帳「A」  
はんてい ちよっきん はんていひ ねんい ない も ばあい しんだんしょ しょうりやく  
判定（直近の判定日が2年以内のもの）を お持ちの場合は診断書を省略  
ばあい  
できる場合があります。

- とくべつじどうふようてあてふりこみこうざもうしでしょ  
・特別児童扶養手当振込口座申出書
- こじんばんごう かくにん たいしょうじどう ぞく せたいぜんいんぶん  
・個人番号を確認できるもの（対象児童の属する世帯全員分）

しきゅうせいげん しきゅう  
○支給制限（支給ができません）

- じゅきゅうしゃ はいぐうしゃ ふようぎむしゃ しょうとく きじゅんがく こ ばあい  
・受給者、配偶者、扶養義務者の所得が基準額を超える場合
- しせつどう にゅうしょ ばあい  
・施設等に入所している場合
- こくがい てんしゅつ ばあい  
・国外へ転出した場合
- じゅきゅうしゃ かんご よういく ばあい  
・受給者に監護・養育されなくなった場合

## しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

じゅうど しょう にちじょうせいかつ とうじ かいご ひつよう ていど  
重度の障がいにより日常生活において当時の介護を必要とする程度の  
じょうたい さいみまん じどう たい しきゅう てあ  
状態にある20歳未満の児童に対して支給される手当てです。

じゅうど しょう とく ひつよう ふたん けいげん はか ちくてき  
重度の障がいにより特に必要とされている負担の軽減を図ることが目的と  
なります。

### まどぐち ○窓口

すいしんかしょう しゃふくしかり  
しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししよしみん かしみん かり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### たいしやうしゃ ○対象者

さいたく さいみまん かた しんたいしやうがいしやてちやう きゅうていど りやういくてちやう さいじゅうど  
在宅で20歳未満の方で、身体障害者手帳1級程度、療育手帳A（最重度）  
など、しんたい ちてき じゅうどしやう がいのある方で、じょうじかいご ひつよう じどう  
など、身体、知的に重度障がいのある方で、常時介護を必要とする児童

### しきゅうげつがく ○支給月額

えん がつ がつ がつ がつ しきゅう  
16,560円（2月・5月・8月・11月に支給します。）

### てつづき ひつよう ○手続きに必要なもの

- しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう  
・身体障害者手帳または療育手帳
- しよてい しんだんしよ  
・所定の診断書
- ほんにんめいぎ よきんつうちやう  
・本人名義の預金通帳
- しよとく わ がつ にちげんざい しがいざいじゅう かた  
・所得の分かるもの（1月1日現在、市外在住の方のみ）
- みと いん  
・認め印
- こじんばんごう かくにん つうち  
・個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

※ マイナンバーの記載が申請時に必要です。

### しきゅうせいげん しきゅう ○支給制限（支給ができません）

- しよとく きじゆん こ ばあい ほんにん はいぐうしや ふようぎむしや  
・所得が基準を超える場合（本人・配偶者・扶養義務者）
- しせつどう にゆうしよ ばあい  
・施設等に入所している場合

## とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当

いちじろく じゅうど しょう くにちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう  
著しく重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする  
ていど じょうたい さいいじょう しょう しや たいしてしきゅう てあ  
程度の状態にある20歳以上の障がい者に対して支給される手当です。

じゅうど しょう とく ひつよう ふたん けいげん はかる もくてき  
重度の障がいにより特に必要とされている負担の軽減を図ることが目的と  
なります。

### まどぐち ○窓口

すいしんかしょう しゃふくしかかり  
しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししよしみん かしみん かかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### たいしやうしや ○対象者

ざいたく さいいじょう かた じょうじとくべつ かいご ひつよう じゅうどしやう しや  
在宅の20歳以上の方で、常時特別の介護を必要とする重度障がい者

(しんたいしやうがいしやてちやう ぶい かしよいじやう きゅう じゅうふく かた  
身体障害者手帳での部位で、2箇所以上1級で重複している方など)

### しきゅうげつがく ○支給月額

30,450円(2月・5月・8月・11月に支給します。)

### てつづき ひつよう ○手続きに必要なもの

しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう  
・身体障害者手帳または療育手帳

しよてい しんだんしよ  
・所定の診断書

ほんにんめいぎ よきんつうちやう  
・本人名義の預金通帳

しよとく わ がつ にちげんざい しがいざいじゅう かた  
・所得の分かるもの(1月1日現在、市外在住の方のみ)

ねんきんじゆきゅうがく わ  
・年金受給額が分かるもの

みと いん  
・認め印

こじんばんごう かくにん とうち など  
・個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

※ マイナンバーの記載が申請時に必要です。

### しきゅうせいげん しきゅう ○支給制限(支給ができません)

しよとく きじゆん こ ばあい ほんにん はいぐうしや ふようぎむしや  
・所得が基準を超える場合(本人・配偶者・扶養義務者)

かげつ こ にゅういん ばあい  
・3ヶ月を超えて入院している場合

しせつどう にゅうしよ ばあい  
・施設等に入所している場合

## 重 症 心 身 障 害 児 童 扶 養 手 当

身体または知的に重度の障がいをもつ20歳未満の児童を扶養している方に支給される手当です。

○窓口 市あわせ推進課障がい福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○対象者（次の方を養育している父母または養育者）

- ・特別児童扶養手当に該当する方
- ・療育手帳AまたはBの一部所持者
- ・身体障害者手帳1級～3級所持者

○支給月額 2,500円（3月・9月に支給します。）

○支給制限（支給ができません）

- ・児童が施設等に入所している場合
- ・児童が市外へ転出した場合
- ・父母または養育者が市外在住の場合
- ・里親に委託している場合

## ねんきんとう 年金等

### 障 害 基 礎 年 金

障害基礎年金は、国民年金加入中、または、20歳前に、病気やケガで身体や精神の障がい者（先天性含む）となり、日常生活に制限を受ける状態になった方、知的発達に遅れがある方が受給することができます。

障害基礎年金は、障がいの程度によって、1級と2級に分かれています。

※障害基礎年金の等級は、身体障害者手帳や、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

○窓口 保険課保険給付係 または、掛川年金事務所

## 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を一定期間納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額（1口につき2万円）の年金を支給する制度です。

加入できるのは、障がいのある方を扶養している方で、特別な疾病や障がいを有せず、扶養保険契約の対象となることのできる65歳未満の方です。

### ※ 障がいのある方の範囲

- ・身体障害者手帳（1～3級）
- ・療育手帳（A・B）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1・2級）
- ・上記の手帳の状態と同程度の障がいと認められるもの

※掛金は、所得税、地方税とも全額所得控除されます。

### ○窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

## しょうがいしゃじりつしえんきゅうふ しょうがいじつうしょきゅうふじぎょう 障害者自立支援給付、障害児通所給付事業

### しょうがいしゃじりつしえんきゅうふ 障害者自立支援給付によるサービス

しょうがいしゃそうごうしえんほう しょう かた みずか せんたく  
障害者総合支援法により障がいのある方が自らサービスを選択し、サービス  
ていきょう じぎょうしょ しせつ りようけいやく むす  
を提供する事業者・施設と利用契約を結ぶことにより、サービスを受けるこ  
とができます。

ホームヘルプサービス・ショートステイ・しょうがいしゃしえんしせつ りよう かくしゆ  
障害者支援施設の利用など、各種  
サービスを受ける場合、ばあい しきゅうりょう  
支給量（ホームヘルプサービスなどを受ける時間数や  
しせつりよう にっすうなど きさい じゆきゅうしゃしょう ひつよう  
施設利用の日数等）が記載された受給者証が必要となります。

○窓  . . . しあわせすいしんかしょう しゃふくしがかり  
あさばししよしみん かしみん  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○手続き  . . . しんせいしょ ていしゆつ  
しょうがいしえんくふん けってい めんせつ ひつよう  
障害支援区分を決定するための面接が必要となります。

※ マイナンバーの記載が申請時に必要です。

○費用  . . . げんそく わり  
せたいとう しょとくじょうきょう げつがくふたんじょうげんがく せってい  
（世帯等の所得状況により、月額負担上限額が設定されます。）

○サービスの種類

	サービス名	内容	区分
介護給付(かいじきゅうふ)	居宅介護	居宅における、入浴、排泄または食事などの介護を行います。	区分1 以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	区分4 以上
	行動援護	行動上著しい困難がある知的障がい者または精神障がい者に、行動をする際の危険を回避するために必要な援助や移動中の介護を行う。	区分3 以上
	療養介護	常時介護を必要とし、医療が必要な障がい者に、病院などでの機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	区分5 以上
	生活介護	障害者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提供等を行います。 ※50歳以上は区分2以上	区分3 以上
	短期入所	介護する方の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して、障害者支援施設などで行う入浴、排泄、食事の介護を行います。	区分1 以上
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な重度の障がい者に、居宅介護やその他の障害福祉サービスを利用し、包括的に介護を行います。	区分6
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に行う入浴、排泄、食事の介護等を行います。 ※50歳以上は、区分3以上	区分4 以上

サービス名	内容	区分
自立訓練 <small>（機能訓練）</small>	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	なし
自立訓練 <small>（生活訓練）</small>	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	なし
就労移行 支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	なし
就労継続 支援A型	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※雇用契約を結ぶ	なし
就労継続 支援B型	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※雇用契約を結ばない	なし
就労定着 支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労とともになう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。	なし
就労選択 支援	障がいのある人が、就労アセスメントを通して、本人の希望や就労能力、適性に合った就労先や働き方を主体的に選択できるように支援をします。	なし
共同生活援助 <small>（グループホーム）</small>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	なし

訓練等給付（くんれんとしぎふ）

	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	しせつ りよう しょう ひと ぐ 施設を利用していた 障 がいのある人がひとり暮ら しをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいな どに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援 をします。	なし
その他給付（そのたまごう）	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、障 がい者の自立し た生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス 利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく 支援を行います。	なし
	ちいきいこうしえん 地域移行支援	にゅうしょせつ せいしんかびょういんとう たいしょ たいいん 入所施設や精神科病 院等からの退所・退院にあた って支援を要する者に対し、入所施設や精神科 病 院等と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行 います。	なし
	ちいきていちやく 地域定着 しえん 支援	にゅうしょせつ せいしんかびょういん たいしょ たいいん もの 入所施設や精神科病 院から退所・退院した者、 ちいきせいかつ ふあんてい ものとう たい ちいきせいかつ けいぞく 地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続し ていくための支援を行います。	なし

しょうがいしえんくぶん りよう しょうがいふくし  
 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

かいごきゆうふ しょうがいふくし サービスには、**いってい** しょうがいしえんくぶん や**た** しょうけん が  
 ひつよう 必要となるものがあります。

サービス名	ひがいとう 非該当	くぶん 区分1	くぶん 区分2	くぶん 区分3	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6
きょたくかいご 居宅介護		○	○	○	○	○	○
こうどうえんご 行動援護				○	○	○	○
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護					○	○	○
じゅうどしょうがいしやなどほうかつしえん 重度障害者等包括支援							○
せいかつかいご 生活介護			▲	○	○	○	○
りょうようかいご 療養介護						■	○
しせつにゅうしよしえん 施設入所支援				▲	○	○	○
たんきじゅうしよ 短期入所		○	○	○	○	○	○

※▲は、さいじょうほう りよう 50歳以上の方が、利用される場合は利用可能

※■は、きんかんにゃ じゅうしやうしんしんしやう 筋力ストロフィー患者、重症心身障がい者が、利用される場合は利用可能

## 補装具の支給（交付と修理）

身体障害者手帳を持っている方で、障がいにより失われた部分を補い、日常生活を円滑に行うために、必要に応じて障がいに適した用具（車いす・補聴器・義肢など）の交付、修理を受けることができます。

利用者の負担については、原則1割となりますが、所得に応じて、利用者負担上限月額が設定されます。

### 〇窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししよしみん かしみん がかり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### 〇手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳
- 補装具の見積書
- 医師の意見書（所定の様式のもの）

※補装具の品目によっては省略できる場合があります。

- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

**※申請前に購入した場合は助成の対象になりません。**

事前にしあわせ推進課障がい者福祉係にご相談ください。

### 〇利用者負担上限月額

- 生活保護世帯・市民税非課税の方・・・0円
- 市民税課税世帯の方・・・37,200円

※障がい者（18歳以上）の世帯の範囲は、障がい者本人と配偶者となります。

※障がい児（18歳以下）の世帯の範囲は、障がい児と保護者となります。

しょうがいじつうしよきゆうふ  
障害児通所給付によるサービス

しょうがいをおもちのじどうたいに対して、にちじょうせいかつきほんてきくねん  
障がいをお持ちの児童に対して、日常生活の基本的なことを訓練したり、  
しゅうだんせいかつけいけんなどを提供するじぎょうしよしせつりようけいやく  
集団生活を経験をしたり等のサービスを提供する事業者・施設と利用契約を  
むすぶことにより、サービスを受けることができます。

かくしゆサービスを受ける場合は、しきゅうりようしせつりようにっすうどうきさい  
各種サービスを受ける場合は、支給量（施設利用の日数等）が記載された  
じゆきゆうしよしよひつよう  
受給者証が必要となります。

まどくち  
○窓 □・・・こども若者家庭センターこども支援課相談係  
☎0538-44-3161

てつづき  
○手続き ・事前に担当係に電話をして、めんだんよやくもものなどかくにん  
・申請書の提出  
しんせいしよていしゆつ  
申請時に、利用希望の児童と保護者と面談をさせていただきます。

ひよう  
○費用・・・原則1割  
せたいどうしよとくじようきようふたんじょうげんげつがくせつてい  
（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）

サービス名	内容
じどうはつたつしえん 児童発達支援	りょういくひつようみしゅうがくじたいしゅうにちじょうせいかつきほんてき 療育が必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な どうさしどうしゅうだんせいかつてきおうくねんたひつようしえんおこな 動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行 います。
ほうかごどう 放課後等 デイサービス	りょういくひつようしゅうがくじたいしゅうせいかつのうりよくこうじょう 療育が必要な就学児を対象に、生活能力の向上のために ひつようくねんしゃかいかうりゅうそくしんひつようしえんおこな 必要な訓練、社会との交流促進、その他の必要な支援を行 います。
ほいくしよどうほうもん 保育所等訪問 支援	しゅうだんせいかつてきおうせんもんてきしえんたひつようしえん 集団生活適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を おこな 行います。
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはつたつしえん 児童発達支援	きょたくほうもんにちじょうせいかつきほんてきどうさしどうしゅうだん 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団 せいかつてきおうくねんしえんおこな 生活への適応訓練などの支援を行います。

しょうがいしゃとうつうしょひじょせいじぎょう  
**障害者等通所費助成事業**

しょうがいしゃじりつしえんきゅうふ つうしょ ひよう いちぶ じょせい けいざいてきふたんの  
**障害者自立支援給付の通所にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の**  
 けいげん しゃかいてきおう そくしんとうふくし こうじょう はか もくてき  
**軽減、社会適応の促進等福祉の向上を図ることを目的としています。**

まどぐち  
 ○窓

すいしんかしょう しゃふくしかかり  
**しあわせ推進課障がい者福祉係**

あさばししよしみん かしみん かり  
**浅羽支所市民サービス課市民サービス係**

たいしやうしゃ  
 ○対象者

しょうがいしゃじりつしえんきゅうふじゅきゅうしゃしょう こうふ う じりつくんれん しゅうろういこうしえん  
**障害者自立支援給付受給者証の交付を受け、自立訓練、就労移行支援、**  
 しゅうろうけいそくしえんしせつ つうしょ もの  
**就労継続支援施設へ通所する者**

じょせいないよう  
 ○助成内容

つうしょきより ほうほう げつがく せんえん じょうげん せんえん げんど じょせい  
**通所距離・方法により月額1千円から上限5千円を限度に助成する。**

じょせいきんがく つうしょしゃ きょじゅうち しせつ さいたんきより おう しきゅう  
**※助成金額は、通所者の居住地と施設との最短距離に応じて支給**

つうしょきより かたみち 通所距離 (片道)	じょせいがく 助成額
2km未満 みまん	げつがく 月額 1,000円 えん
2km以上5km未満 いじょう みまん	げつがく 月額 2,000円 えん
5km以上8km未満 いじょう みまん	げつがく 月額 3,000円 えん
8km以上12km未満 いじょう みまん	げつがく 月額 4,000円 えん
12km以上 いじょう	げつがく 月額 5,000円 えん

てつづ  
 ○手続き

- つうしょじつせきしょうめいしょ つうしょしせつ しょうめい  
**・通所実績証明書 (通所施設により証明してもらう)**

ちいきせいかつしえんじぎょう  
地域生活支援事業

しゅわつうやくしゃはけんじぎょう  
手話通訳者派遣事業

ちようかくしやう しゃとうおよ ちようかくしやう しゃとう はか もの  
聴覚障がい者等及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る者が、  
しゅわ ひつよう ばあい しゅわつうやくしゃ はけん  
手話を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。

まどぐち すいしんかしやう しゃふくしがかり  
○窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
もうしこみしょ そうふさき  
(申込書の送付先：FAX 43-6285)

てつづ  
○手続き  
しゅわつうやくしゃはけんもうしこみしょ はけん きぼう ひ にちまえ どにちしゅくじつ のぞ  
手話通訳者派遣申込書を、派遣を希望する日の5日前(土日祝日は除く)  
までにしあわせ推進課障がい者福祉係までFAXしてください。  
また、ふくろいし のホームページ内の電子申請でも申込みできます。  
(袋井市ホームページ <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>)

はけんたいしやう ないよう  
○派遣対象となる内容  
びやういん やっきよく じゅしん ばあい せいめい けんこう いじそうしん かん ばあい  
・病院・薬局へ受診する場合など、生命・健康の維持増進に関する場合  
しやくしょ せいむしやう こうてききかん ようじ ばあい  
・市役所や税務署等の公的機関への用事がある場合  
しゃかいさんかどう かつどう  
・社会参加等のための活動など  
かんこんそうさい じちかい きやうじ かにせいかつ かん ばあい  
・冠婚葬祭や自治会の行事などの家庭生活に関する場合  
たしちやう みと ばあい  
・その他市長が認める場合

りやうしゃふたん きほんてき むりよう  
○利用者負担は、基本的に無料となります。

## 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る者が、要約筆記者を必要とする場合に、要約筆記者を派遣します。

※要約筆記者とは、聴覚障がい者（手話の習得が困難な中途失聴者、難聴者など）のコミュニケーションの手段であり、話している内容を要約し、文字として伝えることです。

### 〇窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係  
(申込書の送付先：FAX 43-6285)

### 〇手続き

要約筆記者派遣申込書を、派遣を希望する日の5日前（土日祝日はのぞく）までにしあわせ推進課障がい者福祉係までFAXしてください。  
また、袋井市のホームページ内の電子申請でも申込みできます。  
(袋井市ホームページ <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>)

### 〇派遣対象となる内容

- ・病院・薬局へ受診する場合など、生命・健康の維持増進に関する場合
- ・市役所や税務署等の公的機関への用事がある場合
- ・社会参加等のための活動など
- ・冠婚葬祭や自治会の行事などの家庭生活に関する場合
- ・その他市長が認める場合

〇利用者負担は、基本的に無料となります。

にちちゅういちじしえんじぎょう  
日中一時支援事業

障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、障がい者(児)の家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○対象者

- ・市内に住所を有する障がい者(児)
- ・身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

○自己負担額(利用料の5%)

※世帯等の所得状況により、利用者負担上限月額が設定されます。

対象障がい者(児) 及び実施場所等	区分	サービス利用料 (基準額)	自己負担額 (5%)
指定療養介護対象者または 重症心身障がい児者が医療的 ケアが可能な体制が確保され ている指定障害福祉サービス 事業所等を利用した場合	8時間以上	18,000円	900円
	4時間以上 8時間未満	12,000円	600円
	4時間未満	6,000円	300円
指定療養介護対象者または 重症心身障がい児者で 遷延性意識障がい者等または 筋萎縮性側索硬化症と診断さ れた利用者が医療機関である 指定障害福祉サービス事業所 を利用した場合	8時間以上	10,500円	525円
	4時間以上 8時間未満	7,000円	350円
	4時間未満	3,500円	175円
上記以外の事業実施事業所等 を利用した場合	1時間あたり	900円	45円

※ただし、1時間未満の端数が出たときは、切り上げとする。

※事業所については、別で掲載しております。

「日中一時支援事業委託契約事業者(施設)一覧」をご参照ください。

## がいしゅつかいごじぎょう 外出介護事業

ふくろいし じゅうしょ おくがい いどう こんなん しょう しゃ じ たい がいしゅつ  
袋井市に住所があり、屋外での移動が困難な障がい者(児)に対して、外出  
のための支援を行います。

○窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
あさばししょしみん かしみん かり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### ○対象者

- ①屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者(児)または全身性障がい者(児)
- ②知的障がい者(児)であって、移動支援を必要とする者
- ③屋外での移動に著しい制限のある脳性マヒ等全身性障がい児または知的障がい児であって、保護者の付き添いだけでは外出が困難な児童
- ④精神障がい者(児)であって、移動支援を必要とする者
- ⑤難病患者及び小児慢性特定疾病である者(児)

### ○対象となる外出(1日の範囲内で終わることが可能な地域内)

- ①社会参加上必要不可欠な外出(病院・買い物等)
- ②余暇活動等社会参加のための外出(図書館や映画館の利用等)

### ○対象とならない外出

- ①通勤・通学・通所・営業活動等に係る外出
- ②通年かつ長期にわたる外出
- ③社会通念上、適用することが適当でない外出

### ○移動の手段

がいしゅつかいご かか いどう しゅだん と ほ こうきょうこうつうきかん  
外出介護に関わる移動の手段については、徒歩のほか公共交通機関または、  
ふくしゆうしょううんそう りよう げんそく  
福祉有償運送の利用によるものを原則とします。

ばあい べつとこうつうひ じぎょうしゃ りょうきん ふく ひつよう  
その場合、別途交通費(サービス事業者の料金を含む)が必要になります。

### ○自己負担額(利用料の5%)

せたいどう しょうとくじょうきょう りようしゃ だんじょうげんげつがく せってい  
※世帯等の所得状況により、利用者負担上限月額が設定されます。

じ いちらんさんしょう  
(次ページ一覧参照)

りようじかん 利用時間	しんたいかいご ともな ばあい 身体介護を伴う場合		しんたいかいご ともな ばあい 身体介護を伴わない場合	
	じぎょうひ 事業費	ふたんがく 負担額	じぎょうひ 事業費	ふたんがく 負担額
～0.5時間	2,300円	115円	800円	40円
～1.0時間	4,000円	200円	1,500円	75円
～1.5時間	5,800円	290円	2,250円	112円
～2.0時間	6,550円	327円	30分ごとに 700円加算	30分ごとに 35円加算
～2.5時間	7,300円	365円		
～3.0時間	8,050円	402円		
～3.5時間	30分ごとに	30分ごとに		
～4.0時間	700円加算	35円加算		

※夜間（午後6時から午後10時までの時間）・・・上記に25%に相当額を加算

早朝（午前6時から午前8時までの時間）・・・上記に25%に相当額を加算

深夜（午後10時から午前6時までの時間）・・・上記に50%に相当額を加算

◎身体介護を伴う外出介護とは？

- ①歩行・・・できない      ②移乗・・・一部介助、全介助  
 ③排尿・・・一部介助、全介助      ④排便・・・一部介助、全介助
- 上記のうち、いずれか一つ以上に該当する場合

※事業所については、別で掲載しております。

「外出介護事業委託契約事業者一覧」をご参照ください。

## 身体障害者（児）等移動支援事業

歩行の困難な身体障がい者（児）等が、社会参加をする際に、運転ボランティアがリフト付きの福祉車両等を運転し移動の支援をします。

〇窓口 袋井市社会福祉協議会 42-7914

### 〇対象者

袋井市内に住所を有し、歩行が困難で、身体障害者手帳または療育手帳を所持している方で、かつ家族の送迎が困難な方

### 〇事業の実施者

袋井市社会福祉協議会（袋井市よりの委託事業）

### 〇使用車両

日産「キャラバン」（リフト付き）

### 〇利用の範囲

- ・原則月2回程度まで
- ・袋井市・磐田市・掛川市・浜松市

〇利用可能時間：8時30分から17時00分まで

### 〇対象となる移動内容

- ① 障がい者（児）の各種行事・集会への参加
- ② 障がい者（児）の通院等

### 〇料金：無料

ただし、有料道路料金、有料駐車場料金等は、利用者の負担となります。

### 〇利用の申請

- ・使用日の6ヶ月前の月の初日から

## 日常生活用具給付事業

重度障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、吸引器、ス  
トーマ装具などの日常生活用具の給付を行います。

対象となる方や品目、性能や基準額については、申請前にご相談ください。

### ○窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### ○利用者負担額

障がい者及び障がい児の保護者の負担金は、原則として基準額の5%とな  
ります。

ただし、障がい者本人及び障がい者（児）と同じ世帯の方で、市民税所得割  
が46万円以上ある場合には、給付の対象になりません。

また、所得に応じて、利用者負担上限月額が設定されます。

### ○手続きに必要なもの

- ・業者より取り寄せた見積書（袋井市福祉事務所長宛）
- ・医師の意見書（場合による）

### ○手続きの流れ

- ①業者より見積書を取り寄せる
- ②窓口で申請
- ③市が調査後、支給決定通知・給付券の送付
- ③業者に連絡をとり、給付券と引き替えに、納品し、負担金を支払う

## 訪問入浴サービス事業

入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で、看護師やヘルパーなどの介護者が訪問し、健康チェックや入浴介助を行い、利用者の清潔保持、身体機能の維持等を図ります。

〇窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

〇対象者（次のいずれにも該当する方）

- ① 家庭の入浴設備において入浴が困難な方
- ② 医師が入浴を可能と認めた方
- ③ 家庭内において入浴時に立会のできる家族がいる方
- ④ 介護保険制度に基づく訪問入浴サービスの給付を受けない方

〇手続きに必要なもの

- ・ 利用申請書
- ・ 健康診断書（規定の様式）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 認め印

〇手続きの流れ

- ① 申請をする
- ② 市の職員が訪問し、身体状況の調査を行う
- ③ 調査の結果により、市から決定通知書
- ④ 業者に連絡し、サービス開始

〇利用料（原則5%負担）

サービスに要する費用 12,500円/回  
利用者負担額（5%） 633円/回

〇委託業者

- ・ 二チイ学館
- ・ (株)ASCare

自動車改造費の補助

身体障がい者の自立更生を促すために、自動車改造に要した費用の一部を補助します。

〇窓口

しあわせ推進課障がい者福祉係

あさばししよしみん サービス課市民サービス係

〇対象者

次の①から⑤をすべて満たす方

①身体障害者手帳を所持する満18歳以上の肢体不自由者で1, 2級の方

②就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方

③本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が、一定の所得制限限度額を超えない方

④事故等やむを得ない場合を除いて、前回の申請より3年経過している方

⑤改造費用の支払いを完了した日以降4ヶ月以内に申請した方

〇補助額

自動車改造に要した経費（10万円を限度とする）

〇手続きに必要なもの

・自動車改造費補助所得状況調（様式第2号）

・公的年金等の収入金額が分かる書類

・身体障害者手帳

・運転免許証の写し

・自動車改造仕様書及び自動車検査証の写し

・自動車改造費の領収書及び経費明細書の写し

## 住宅改修費助成

日常生活を営むのに著しく支障のある重度障がい者(児)等が段差解消など、住宅環境の改善を行う場合に改修工事費を助成します。

○窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

### ○対象者

在宅で生活している下肢機能障害、体幹機能障害、脳性麻痺による移動運動機能障害で3級以上の方(特殊便器への取替えの場合は、上肢機能障害2級以上)ただし、介護保険法による適用を受けられる方は介護保険制度の利用が優先となります。

### ○利用者負担額

障がい者及び障がい児の保護者の負担金は、原則として基準額の5%となります。

ただし、障がい者本人及び障がい者(児)と同じ世帯の方で、市民税が46万円以上ある場合には、給付の対象になりません。

また、所得に応じて、利用者負担上限月額が設定されます。

### ○住宅改修の範囲

①手すりの取付

②段差の解消

③滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

④引き戸等への取替え

○基準額 20万円を上限とする

### ○手続きに必要なもの

- 業者より取り寄せた見積書(袋井市福祉事務所長宛)
- 工事図面
- 改修を必要とする部分の写真(改修前のもの)
- 保険証

## ライフサポート事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障害福祉サービスの対象とならないサービス（ヘルパー派遣等）を必要に応じて提供します。

○窓口 しあわせ推進課障がい者福祉係  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

○対象者

- ・市内に住所を有する障がい者（児）  
（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者）
- ・特別支援教育対象児童または生徒
- ・医師により知的障がいと診断された者
- ・難病患者等

○自己負担額（利用料の1/3）

障害児者ライフサポート事業基準額表

### 1 ヘルパー派遣

区分 サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上1 時間30分未満	以後30分ごと の加算単価
自宅等での支援	1,500円	2,700円	3,900円	1,200円
送迎サービス	900円	1,800円	2,400円	600円
外出支援	1,500円	2,700円	3,900円	1,200円

（注）早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）は上記に25%加算、深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）は上記に50%加算する。

## 2 たんきにゅうしょ 短期入所

<small>くぶん</small> 区分 サービス <small>るいけい</small> 類型	<small>じかんい</small> 1時間以内	<small>いご</small> 以後30分 <small>ぶん</small> ごとの <small>かさん</small> 加算単価
<small>しゅくはくりよう</small> 宿泊利用	1 <small>じゅうしやうしんしんしやう</small> 重症心身障がい児（者）の利用 12,000円（午後5時から翌日の午前7時まで） ※ サービス提供事業者において、医療的ケアが可能な体制が確保されていることを要件とする。また、サービスの利用は、緊急の場合で、かつ、自立支援給付の短期入所が利用できないときで、当日申込みに限る。 2 <small>じゅうしやうしんしんしやう</small> 重症心身障がい児（者）以外の利用 7,200円（午後5時から翌日の午前7時まで）	
<small>ひがえ</small> 日帰り利用	900円（1,200円）	450円（600円）

（注）日帰り利用の（ ）内の金額は、早朝（午前零時から午前9時まで）、夜間（午後5時から午前零時まで）の適用単価

## 3 デイサービス

<small>くぶん</small> 区分 サービス <small>るいけい</small> 類型	<small>じかん</small> 4時間未満	<small>じかんいじやう</small> 4時間以上 6時間未満	<small>じかんいじやう</small> 6時間以上
<small>ほうかご</small> 放課後児童対策	2,400円	4,200円	5,400円
デイサービス	2,400円	4,200円	5,400円

けいと ちゅうとうていとなんちようしほちようきこうにゆうひじよせいじぎょう  
軽度・中等程度難聴児補聴器購入費助成事業

しんたいしやうがいしやてちやう こうふたいしやう さいみまん じどう ほちようきこうにゆうひ  
身体障害者手帳の交付対象とならない 18歳未満の児童の補聴器購入費を  
じよせい  
助成します。

しんせいまえ こうにゆう ほちようき じよせい たいしやう ちゆうい  
※申請前に購入した補聴器については助成の対象となりませんのでご注意  
ください。

まどぐち  
○窓口 しあわせすいしんかしやう しやふくしかかり  
あさばししよしみん かしみん かり  
浅羽支所市民サービス課市民サービス係

たいしやうじどう  
○対象児童

いか あ じどう  
以下の①～④すべてに当てはまる児童

- りやうみみ ちやうりよく いじやう しんたいしやうがいしやてちやう こうふ  
① 両耳の聴カレベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付の  
たいしやう  
対象とならないもの
- せんもんい ほちようき そうやう げんごしやうとくとういってい こうか きたい  
② 専門医により補聴器の装用により言語習得等一定の効果が期待できると  
はんだん  
判断されたもの
- せたい しみんぜいしよとくわりかせいがく まんえんいじやう もの  
③ 世帯に市民税所得割課税額が 46万円以上の者がいないもの
- らうどうしやさいがいほしやうほけんほう たきてい もと ほちようきこうにゆうひとう じよせい う  
④ 労働者災害補償保険法その他の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受  
けていないもの

じよせいがく  
○助成額

こうにゆうひやう ぶん じやうげん  
購入費用の3分の2 ※ただし上限あり

しんせい ひつやう  
○申請に必要なもの

- せいみつちやうりよくけんさきかん いけんしよ ししよてい やうしき  
① 精密聴力検査機関で作成された意見書（市所定の様式があります。）
- いけんしよ もと ほちようきぎやうしや さくせい みつちりしよ  
② 意見書に基づき補聴器業者が作成した見積書

せいみつちやうりよくけんさきかん  
○精密聴力検査機関

つぎ いりやうきかん さくせい いけんしよ ゆうこう  
※次の医療機関で作成された意見書のみ有効です。

- はままつ い か だいがくいがくびんそくびやういん し びいんこうか  
・浜松医科大学医学部附属病院（耳鼻咽喉科）
- せいれいはままつびやういん し びいんこうか  
・聖隷浜松病院（耳鼻咽喉科）
- しずおかけんりつそうごうびやういん しずおかけんにゆうやうじちやうかくしえん し びいんこうか  
・静岡県立総合病院（静岡県乳幼児聴覚支援センター耳鼻咽喉科）
- ぬまつしりつびやういん し びいんこうか  
・沼津市立病院（耳鼻咽喉科）

しょうがいじほうかごじどう  
障害児放課後児童クラブ

しょうがいのあるじどう(3さい～18さい)が、にちじょうのきほんてきどうさのじゅうとくをじゅうだんせいかつにてきおうできるようてきおうくんれんをおこなうべく、そのいくせい(育成)をうながすとともほごしゃ(保護者)のよういく(養育)負担(ふたん)のけいげん(軽減)を図る場(ば)をていきょう(提供)します。

まどぐち  
○窓口 こどもわかものかてい  
センターこどもしえんかそうだんかかり  
支援課相談係

☎0538-44-3161

たいしやうしや  
○対象者

- しょうがいじまたはとくべつしえんがっきゅう(特別支援学級)かとくべつしえんがっこう(特別支援学校)へつうがく(通学)しているじどう(児童)

てつづき  
○手続き

- こどもしえんかそうだんかかり(こども支援課相談係)にてしんせいしょ(申請書)のきさい(記載)
- しせつ(施設)にれんらく(連絡)しけんがく(見学)する。

じっししせつ  
○実施施設

けんがく(見学)をきぼう(希望)する場合は、しせつ(施設)にれんらく(連絡)をねが(願)いします。

- 「そよかぜ」(ふくろいせい(袋井衛生センター)ない)

ふくろいしあいの  
袋井市愛野2961 ☎090-5101-9748

- 「つばめのいえ」(あさばきたしょうがっこう(浅羽北小学校)ない)

ふくろいしあさば  
袋井市浅羽1322 ☎090-9265-7145

